

岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則
<p>第五章 温室効果ガスの排出の削減のための措置 (排出削減計画の作成等)</p> <p>第百二条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの(以下この章において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出を削減するための計画(以下「排出削減計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(特定事業者)</p> <p>第五十七条 条例第百二条第一項の規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 県内に設置し、又は管理している全ての工場等(工場又は事務所その他の事業場をいう。以下この号及び第四号において同じ。)における前年度の原油換算エネルギー使用量(当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量(工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料及び電気の使用量を含む。))をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第四条に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量をいう。)の合計が千五百キロリットル以上である者</p> <p>二 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する自動車運送事業者であって、県内にその使用の本拠の位置を有する自動車の前年度の末日における台数が、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。))を除く。)の台数が百台以上であること。</p> <p>イ 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業(同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)の用に供する自動車の台数が百台以上であること。</p> <p>ウ 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が二百五十台以上であること。</p> <p>三 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第九十九条第一項に規定する貨物輸送事業者であって、県内にその使用の本拠の位置を有する自家用貨物自動車(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第十条の表の中欄に規定する自家用貨物自動車をいう。)の前年度の末日における台数が百台以上であるもの</p> <p>四 前年度の末日において常時使用する従業員の数が二十一人以上である者であって、県内に設置し、又は管理している全ての工場等における第四条各号(二酸化炭素については、エネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいう。)の使用に伴って発生するものを除く。)に掲げる物質のそれぞれの前年又は前年度における排出の量(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五条第十号から第十六号までに規定する方法により算定された排出量をいう。)に当該物質の地球温暖化係数(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七号)第二条第五項に規定する地球温暖化係数をいう。)を乗じて得た量のいずれかが三千トン以上であるもの</p>

<p>2 前項の規定による提出をした者は、排出削減計画を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の排出削減計画を知事に提出しなければならない。</p> <p>(報告) 第百三条 特定事業者は、毎年度、規則で定めるところにより、前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況を知事に報告しなければならない。</p> <p>(排出削減計画等の公表) 第百四条 知事は、特定事業者から第二条第一項若しくは第二項の規定による提出又は前条の規定による報告（以下「提出等」という。）があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。</p> <p>(勧告) 第百五条 知事は、特定事業者が正当な理由なく第二条又は第百三条の規定に違反して排出削減計画を作成せず、若しくは提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(勧告の公表) 第百六条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>(排出削減計画の作成等) 第五十八条 条例第二条第一項の規定による排出削減計画の提出は、温室効果ガス排出削減計画書（様式第三十号）により、最初に特定事業者該当することとなった年度の八月末日までに行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により排出削減計画を提出した特定事業者が、排出削減計画に記載した目標年度の翌年度において特定事業者該当する場合には、前項の規定の例により当該翌年度を初年度とする排出削減計画を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 条例第二条第二項の規定による変更後の排出削減計画の提出は、温室効果ガス排出削減計画書（様式第三十号）により、排出削減計画の変更後速やかに行わなければならない。</p> <p>(排出量等の報告) 第五十九条 条例第百三条の規定による前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況の報告は、温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書（様式第三十一号）により、当該措置を実施した年度の翌年度の八月末日までに行わなければならない。</p> <p>(排出削減計画等の内容の公表) 第六十条 条例第百四条の規定による排出削減計画等の内容の公表は、岡山県環境文化部環境企画課への関係図書の備置き、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>(勧告の公表) 第六十一条 条例第百六条第一項の規定による勧告に従わない旨及びその勧告の内容の公表は、岡山県公報に登載する方法その他知事が適当と認める方法により行うものとする。</p>
--	--